

令和8年度 第1回茂原市空家等対策協議会 議事録

1. 日 時 令和8年7月15日（水） 13時30分～14時50分

2. 場 所 茂原市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席者（委 員）

大石会長、麻生委員、井桁委員、松井委員、中島委員
松本委員、貫井委員、酒井委員、高本委員、鬼島委員
（事務局）

小高部長、井上次長、緑川課長補佐

篠田副主幹、石澤主査、高橋副主査、萩原技師

欠席者 0名

傍聴人 0名

4. 内 容

議 事1 本市の空家対策について

議 事2 協議会委員の役割について

議 事3 管理不全空家等、特定空家等の経過報告について

5. 会議経過

司会： こんにちは。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、空家等対策協議会事務局の建築課の篠田と申します。よろしくお願いいたします。

会議に移ります前に、ご報告を申し上げます。本日のこの会議は、「茂原市情報公開条例」により公開対象会議となっております。また、会議の内容を記録するため、録音・写真撮影等をさせていただきます。写真につきましては、市ホームページに公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。また、説明資料の中に一部個人情報を含んでいる内容もございますので、漏洩のないようお願いいたします。

次に、傍聴人についてですが、定刻までに傍聴者が現れなかったことから、本会議は公開会議とした上で「傍聴者なし」ということで進めさせていただきます。

また、本日の会議の出席者は10名、全員出席いただきました。よって、規則第6条第2項の規定により、本会議は成立していることを報告させていただきます。

続いて会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。
はじめに、

- ・「会議次第」が1枚
- ・「委員名簿」が1枚
- ・「席次表」が1枚
- ・「説明資料」A4カラーのホチキス止めが1部
- ・「(資料1) 茂原市空家等対策のフロー」A3カラーが1枚
- ・「(資料2) 管理不全空家等資料」A4カラーが1部
- ・「(資料3) 特定空家等資料」A4カラーが1部

以上7点となっております。資料はお揃いでしょうか。お手元に無いようでしたら、お配りいたします。よろしければ、会議次第に従いまして進めさせていただきます。それでは、ただいまより令和8年度第1回茂原市空家等対策協議会を開会いたします。

はじめに、次第1、協議会の開催にあたり、大石会長よりご挨拶を申し上げます。

【大石会長のあいさつ】

司会： 続きまして、次第2、委員のご紹介でございます。お手元の「茂原市空家等対策協議会委員名簿」をご覧ください。今年度新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、名簿順にご紹介いたします。

【委員紹介】

司会： 続きまして次第3、事務局側の出席者を紹介させていただきます。

【事務局紹介】

司会： それでは、早速ですが次第4の議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては大石会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長： それでは、会議次第により進行を務めさせていただきます。本日、議事は次第にごさいましたとおり3件でございます。議事ごとに説明し、その際に質疑をお受けいたしますのでよろしくお願いいたします。
それでは、議事1「本市の空家対策について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 【議事1 事務局説明】

議長： これまでの説明につきまして、ご質問ご意見などありましたらお願いします。

高本委員： 法律上の「空き家」の定義があれば教えてください。また、指導はどういった形で行っているのかもお願いします。

事務局： 空き家の定義は、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものとなります。指導は、近隣住民等から空き家についての相談があった場合は、現地確認後に文書にて情報提供を行い、改善が必要なこと及び継続的な適正管理をお願いしています。

井桁委員： 空き家の苦情として、農村部にある空き家に対する苦情もありますか。

事務局： 農村部の家は基本的に街中に比べ敷地が広いため、建物自体に対する相談は少なく、敷地内の樹木や垣根等、道路に接しているものの通行上の相談があります。

麻生委員： 空き家所有者が住所不定（不明）の場合、市建築課として所有者の就労先等を調べることは可能ですか。親族等が探しきれない案件を市にお願いすることにより解決に繋がることはないですか。

事務局： 市として就労先等を調べることはできません。市の現状としては、近隣の方への聞き込み等により情報が得られたものを参考にする程度です。個人情報の取り扱いの観点からも難しいものです。よって、市が解決に繋げるようなことはできません。

議長： 他にありますでしょうか。それではご質問は以上とさせていただきます。議事2「協議会委員の役割について」を事務局から説明をお願いします。

事務局： 【議事2 事務局説明】

議長： これまでの説明につきまして、ご質問ご意見などありましたらお願いします。

井桁委員： 確認ですが、我々委員が特定空家等の認定を行うのですか。勧告につ

いても同様でしょうか。

事務局： そうではないです。認定及び勧告等は市が行います。委員の皆様からは勧告の際にご意見をいただきます。

議長： 他にありますでしょうか。それではご質問は以上とさせていただきますして、議事3「管理不全空家等、特定空家等の経過報告について」を事務局から説明をお願いします。

事務局： **【議事3事務局説明】（非公開）**

議長： これまでの説明につきまして、ご質問ご意見などありましたらお願いします。

麻生委員： 質問あり

事務局： 回答（個人情報に係るもののため非公開）

中島委員： 質問あり

事務局： 回答（個人情報に係るもののため非公開）

議長： それでは議事がすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。

事務局： 大石会長ありがとうございました。

それでは、続きまして、次第5、その他について、事務局より事務連絡があります。今年度は協議会開催を全2回で予定しております。次回協議会の開催予定ですが、第2回は1月21日（木曜日）を予定しております。正式な開催通知につきましては、開催日の約1ヶ月前の12月頃となると思います。後日文書を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。事務連絡は以上となりますが、委員の皆様方から何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして、令和8年度第1回「茂原市空家等対策協議会」を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして誠にありがとうございました。